

私立学校法の改正について

— 学校法人制度の改善について —

私立学校法

- 昭和24年制定
- 公共性を高め、自主性を最大限尊重
- 行政側の関与は最低限

改正の趣旨

- (1) 少子化等社会経済情勢の変化
- (2) 法人諸制度の改革
- (3) 規制緩和の進展



様々な課題に対して主体的かつ機動的に対処

施行通知

- **事務次官通知**
法令改正の趣旨、概要、留意すべき事項
- **私学部長通知**
財務情報の公開に係る様式参考例
- **私学行政課長通知**
寄附行為作成例

改正の概要

(1) 学校法人における管理運営制度の改善

理事・監事・評議員会の権限・役割分担の明確化

(2) 財務情報の公開

財産目録等の関係者の閲覧の義務化

(3) 私立学校審議会の構成の見直し

委員の構成等の見直し

理事制度の改善

() 理事会の法定化(第36条関係)

() 代表権の原則理事長付与

(第37条及び第49条関係)

() 任期、選任・解任手続きの明確化

(第30条関係)

() 外部理事の選任(第38条関係)

監事制度の改善

- () 監査報告書の作成、理事会等への提出
(第37条関係)
- () 外部監事の選任(第38条関係)
- () 評議員会の同意を得て理事長選任及び
任期・解任等手続きの明確化
(第30条及び第38条関係)
- () 評議員との兼職禁止(第39条関係)

評議員会制度の改善

- 事業計画及び事業の実績を報告
(第42条及び第46条関係)

財務情報等の公開

- 閲覧を義務付ける資料

財産目録

貸借対照表

収支計算書

事業報告書

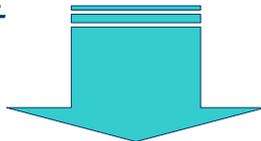
監事の監査報告書

(第47条及び第66条関係)

積極的な情報提供

(閲覧)

- 全学校法人に共通に義務付けるべき最低限の内容を規定



(公開)

- 学報、広報誌等の刊行物への掲載
- インターネット等の活用 等

小規模法人への配慮

- 学校法人の規模や実情等が様々であることにかんがみ、小規模法人に過度の負担にならないよう配慮されたいこと。

政令、省令の改正

- 登記の届出等
- 誓約書面
- 専修学校、各種学校の寄附行為変更

経過措置

- 寄附行為変更
平成18年3月31日までに変更
- 監査報告書、事業報告書、事業の実績の作成
- 財産目録等の閲覧
平成16年度作成分
- 理事・監事の選任
平成17年4月1日以降の選任
- 事業計画の作成
平成17年度分

最後に

- 今回の改正は、私立学校の自主性を尊重しつつ、私立学校が責任ある学校経営を行っていくための基本的な条件整備。
- 今後、各学校が益々特色ある教育研究活動を展開、健全に発展していくことを期待。